

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	気仙川漁業協同組合						
	住 所	気仙郡住田町世田米字世田米駅33番地						
2 漁業権の免 許番号	内共第15号（気仙川）							
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	竿釣り（友釣り 疑似餌釣り）	気仙川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日までの期間 内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	竿釣り（餌釣り 疑似餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	手釣り 竿釣り（餌釣り）	〃	3月1日から12月31日まで			
		うぐい	竿釣り（餌釣り 疑似餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで			
		こい	〃	〃	〃			
		ふな	竿釣り（餌釣り）	〃	〃			
		かじか	竿釣り（餌釣り）	〃	7月1日から9月30日まで			
		もくずがに	手釣り 竿釣り（餌釣り）	〃	7月1日から12月31日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
		(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
	陸前高田市横田町金成橋上流端の上流50メートルから下流端の下流100メートルの間の区域			1月1日から12月31日まで				
	陸前高田市竹駒町竹駒鉄橋上流端の上流50メートルから下流端の下流100メートルの間の区域			9月1日から11月30日まで				
	陸前高田市竹駒町水量測定ポールから下流130メートルの間の区域							
	(3) 漁具漁法の 制限	ア ヤス、カギ、水中カガミ（水中メガネを含む。）による遊漁の方法は認めない（ただし、中学生以下については認める）。						
		イ 撒き餌による漁法（ラセン仕掛け、餌容器等を使用する場合を含む。）は禁止する。						
	(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
		やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下			
		いわな			〃			
		うなぎ			30センチメートル以下			
		うぐい			10センチメートル以下			
		こい			〃			
		もくずがに			5センチメートル以下（甲幅）			
		(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ及びいわな特設釣場並びにあゆ、やまめ及びいわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	竿釣り（友釣り 疑似餌釣り）	1,600円	12,000円	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくら ます いwana うぐい こい	竿釣り（餌釣り 疑似餌釣り）				
			うなぎ もくず がに	手釣り 竿釣り （餌釣り）				
			ふな かじか	竿釣り（餌釣り）				
			雑 魚	やまめ さくら ます いwana うぐい こい				竿釣り（餌釣り 疑似餌釣り）
				1,300円	9,000円			

			うなぎ　もくず	手釣り　竿釣り				
			がに	(餌釣り)				
			ふな　かじか	竿釣り (餌釣り)				
			ア　中学生以下は、無料とする。					
			イ　肢体不自由者及び高年齢者（75歳以上であって住田町と陸前高田市のいずれかに住所を置く者に限る。）は、半額とする。					
ウ　当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び高年齢者（75歳以上であって住田町と陸前高田市のいずれかに住所を置く者）を含め、日券額（全額）に同額を加算した額とする。								
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名　　称	漁具・漁法	個　人	団　体	納付場所		
	全魚種	あゆ	竿釣り（友釣り 疑似餌釣り）	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所		
		やまめ　さくら ます　いわな うぐい　こい	竿釣り（餌釣り 疑似餌釣り）					
		うなぎ　もくず がに	手釣り　竿釣り (餌釣り)					
		ふな　かじか	竿釣り (餌釣り)					
		雑　魚	やまめ　さくら ます　いわな うぐい　こい				竿釣り (餌釣り 疑似餌釣り)	17,000円
	うなぎ　もくず がに	手釣り　竿釣り (餌釣り)						
	ふな　かじか	竿釣り (餌釣り)						
	5　遊漁承認証に関する事項	(1)　組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2)　遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
	6　遊漁に際し守るべき事項	(1)　遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2)　遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3)　遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4)　遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						
7　漁場監視員に関する事項	(1)　漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2)　漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。							
8　違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。							

※令和8年9月16日変更認可（変更箇所は下線部）